

開発許可を受ける場合の事前協議申請書類が変わります

明石市都市局住宅・建築室開発審査課

明石市において、都市計画法（以下「法」という。）第 29 条に基づく開発許可を必要とする事業を行う場合には、法第 32 条に基づく協議・同意と、明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例（以下「条例」という。）第 14 条に基づく協議が必要です。

これまでは 2 つの協議に係る申請を一つの様式で行っていましたが、このたび手続の明確化を図るため以下のとおり見直しを行い、法第 32 条による協議・同意にかかる申請様式を新たに作成しました。

1 見直しの概要

(従来からの様式)

開発事業協議 申請書	
	<input checked="" type="checkbox"/> 開発許可
第 1 面～第 4 面	



追加

都市計画法第 32 条 協議・同意申請書	
第 1 面のみ	

- (1) 開発許可を必要とする事業を行う場合は、事前協議申請時に、これまでの開発事業協議申請書に加えて、新たな申請書である都市計画法第 32 条協議・同意申請書を提出して下さい。
- (2) 開発の変更許可を申請する場合は、変更事前協議申請時に、これまでの開発事業変更協議申請書に加えて、新たな申請書である都市計画法第 35 条の 2 変更協議・同意申請書を提出して下さい。
- (3) 新たな申請書（都市計画法第 32 条協議・同意申請書、都市計画法第 35 条の 2 変更協議・同意申請書）は第 1 面のみの提出で構いません。
- (4) 様式は開発審査課のホームページに掲載します。

2 施行日

2022 年（令和 4 年）8 月 1 日

3 問い合わせ先

明石市都市局住宅・建築室開発審査課（TEL 078-918-5087(直通)）